

夢洲の都市計画変更を決めた審議会

写真は2019年5月8日締切のパブリックコメント資料「夢洲の都市計画変更案の概要」。私もパブコメ意見を提出した。その後2019年度第2回大阪市都市計画審議会で決定され、夢洲のIRカジノ誘致に向けて、本格的に動き出す。住民訴訟に関係する事項に絞って、会議録を抜粋して紹介する。

日時は9月9日14時から15時19分、場所は大阪市役所7階市会特別委員会室。出席委員は22名、7名の学識経験者委員が欠席。幹事の大阪市都市計画局の寺本計画部長が議案の「大阪都市計画用途地域の変更について」などを提案する。夢洲まちづくり構想の概要について説明して、夢洲の都市計画変更案を提示した。



用途地域、特別用途地区、防火地域及び準防火地域につきましては、基盤整備を進めている国際観光拠点の形成を図る第1期エリアと、万博の理念を継承したまちづくりを行い、国際観光拠点のさらなる強化を図る第2期エリアにつきましては、早期に土地利用を誘導できるように定めることとしております。

今回、用途地域を変更しようとする区域は、赤色の線で囲われている部分でございます。本計画区域におきましては、都心に近接して広大な用地の確保ができる臨海部という立地特性を活かし、新たな国際観光拠点の形成をめざすべく、用途地域の変更を行おうとするものでございます。内容といたしましては、現在の準工業地域、指定容積率200%及び工業地域、指定容積率300%を、商業地域、指定容積率400%に変更する区域と、一部、区域界の整理に合わせまして、工業地域、指定容積率300%を、準工業地域、指定容積率200%に変更するものでございます。

市民からの意見についての本市の見解について。国際観光拠点とするエリアにつきましては、南海トラフ地震による想定上の津波最高高さから5メートル以上高く盛土することとしており、また粘土質の土砂で埋め立てていることから、液状化にも強い基盤となっております。また、夢洲へのアクセスを担う夢舞大橋、夢咲トンネルにつきましては、南海トラフなどの巨大地震に対する耐震性を確保しております。

夢洲におけます商業施設、集客施設の立地に関するものの2点目といたしまして、夢洲の土壌は不安定で、汚染物質や有害物質が含まれているため、商業施設、集客施設を建設することは妥当ではないというご意見でございます。この意見に対しまして本市の見解でございますが、国際観光拠点化を図るエリアにつきましては、受け入れ時点での基準を遵守したしゅんせつ土砂や建設発生残土で埋め立てを行っております。

(2022年10月18日)